

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、2.のうち、「平成72年3月8日」を「平成72年1月2日」に改める。

別紙3中、別添3のうち、

「

	若柳金成
築館	11.8

」を

「

		若柳金成
	栗原	7.6
築館	4.2	11.8

」に、

「
日本海沿岸東北自動車道（新潟空港・荒川胎内間、岩城・河辺ジャンクション間、昭和男鹿半島・琴丘森岳間）

	荒川胎内
中条	9.7

」を

「
日本海沿岸東北自動車道（新潟空港・中条間、中条・荒川胎内間、岩城・河辺ジャンクション間、昭和男鹿半島・琴丘森岳間）

E T C車以外の自動車の場合

		荒川胎内
	胎内スマート	—
中条	9.7	9.7

E T C車の場合

		荒川胎内
	胎内スマート	—
中条	4.6	9.7

」に、

「 上山 」を「 かみのやま温泉 」に、

「 寄居PAスマート 」を「 寄居スマート 」に、

「 太田スマート 」を「 太田強戸スマート 」に、

「

	宇都宮上三川
壬生	8.4

」を

「

		宇都宮上三川
	下野スマート	5.0
壬生	3.4	8.4

」に、

「

	麻績
安曇野	23.2

」を

「

		麻績
	筑北スマート	9.0
安曇野	14.2	23.2

」に改める。